2019年度　特別研究推進費実績報告書

2020 年　3月　5日

北九州市立大学長　様

（所属・職名）　法学部・准教授

（氏名）　石塚 壮太郎

2019年度に交付を受けた特別研究推進費に係る研究実績について、
次のとおり報告します。

研究課題名	法律の内部における憲法の発展――社会法の場合
実施内容・研究成果の要旨（概要書を別途添付）	本研究の目的は、憲法と法律とを親和的関係の中でとらえ、その関係性の発展を個別の法領域において把握することにある。その具体的な検討範囲は、社会（保障）法の中において、憲法がどのように発展し、効力を発揮してきた（またはしてこなかった）のかである。日本国憲法は、25条でいわゆる生存権を保障しており、同条は、我が国の社会保障法の形成においても重要な意味を持ってきた。生活保護法1条が「日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き……」とするのもその表れである。 他方で、朝日訴訟や堀木訴訟で明らかとなったように、憲法25条に基づく社会保障法の司法的統制には限界があるとされてきた。もっとも、これは両者を対立的関係で捉えてきたことに由来する自明の限界である。この領域における憲法と法律との関係は本来的に親和的なものであり、ここでは立法府と司法府との協働が重要となる。そこで、両者の役割を踏まえた上で、生存権をよりよく保障するための「対話のあり方」を模索した。 具体的には、「第三回日独憲法対話2019」の枠組みを借りて本研究を遂行した。なお同対話は、2015年から2年に1度日独いずれかで開催される、日独の第一線で活躍する憲法学者10数名が学術交流する場である。参加者は日独の大学教員（連邦憲法裁判所判事を含む）であり、報告者は日独二人一組で「対話」を行う。その成果は日独それぞれで刊行される。申請者は、2019年に日本で行われる対話の報告者として、「社会法における立法上の形成の自由」をテーマに報告し、その後の論文執筆を行った。 報告では対報告者から、ドイツにおける憲法と社会法の密接な関係と社会憲法の形成への連邦憲法裁判所の積極的関与が示され、それにより社会法の法的統制がなされているとの示唆があった。申請者は、日本では憲法と社会法との対話のための事実上の前提条件が整っていないこと、逆にそれが整っているドイツが比較法的には相当特殊な状況であること示した上で、日本の判例・学説が踏み出すべき解釈論上の一歩を提示した。

	合計	使用内訳（単位：円）				
交付決定額	658,199	備品費	消耗品費	報酬	その他	旅費交通費
支出額	658,199	0	369,031	0	6,314	282,854
執行残額	0	0	0	0	0	0

共同研究者	所属・職名	氏名	役割分担等